

12 ギガヘルツ帯における放送衛星業務の計画に
関する世界無線通信主管庁会議の概要について

標記会議は、1月10日からジュネーブにおいて ITU加盟国
114 か国及び関係国際機関の各代表並びに ITU事務局
取員を加え 合計 約 700 名の出席の下で開催され、第1地域
(ヨーロッパ、アフリカ) 及び 第3地域 (アジア、大洋州) における
(注: 南北米)
12 ギガヘルツ帯の放送衛星業務の周波数割当計画の作成及
びこれに伴う関係規定の制定等 所期の目的を達成して
2月13日 閉会した。

1. 放送衛星業務用周波数割当計画の概要

(1) 第1及び第3地域については周波数割当計画を作成し、

1979年1月1日午前0時1分(G.M.T.)に発効、有効期間を発
効の日から少くとも15年とした。作成にあたっては個別受信を
前提に、各国の要求を最大限満たすことを基本にした。

第2地域については、1982年までに地域主管庁会議

を圖に、放送衛星業務と固定衛星業務の周波数割当計画を作成することとし、それまでは第1及び第3地域¹の放送衛星業務の技術基準を指針とするとともに、決議 Spa 2-3 (1971) の規定等を継続適用することとなった。

(2) 周波数割当計画は、周波数帯の下端に 14 MHz、上端に 11 MHz のガードバンドを設け、11,727.48 MHz を第1チャンネルとして 19.18 MHz 間隔で 40 チャンネル(第3地域については 24 チャンネル)を設定して行った。また、軌道間隔は原則として 6 度とした。

(3) 日本は、東経 110 度の位置に 8 波(1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15 チャンネル)の割当てを受けた。

(4) 近隣諸国の割当状況は次のとおり。

韓国 6 波(110°E)

北朝鮮 5 波(110°E)

フィリピン 5 波(98°E)

インドネシア 延べ 21 波(エリア当り 4, 他にイスラム放送 1)

うち、9 波(104°E, 2 エリア) 12 波(80°E, 3 エリア)

オーストラリア 延べ 36 波 (エリア当り 6)
 計 18 波 (128°E , 3 エリア) 18 波 (98°E , 3 エリア)
 中国 延べ 55 波 (エリア当り 1~4)
 計 21 波 (92°E , 15 エリア), 15 波 (80°E , 11 エリア)
 19 波 (62°E , 9 エリア)
 ソ連 延べ 70 波 (エリア当り 1~6, ウラレ、白ロシアを含む)
 計 11 波 (140°E , 3 エリア), 7 波 (110°E , 2 エリア)
 6 波 (72°E , 3 エリア), 20 波 (44°E , 8 エリア)
 26 波 (23°E , 7 エリア)

(5) 日本の報道位置である東経110度に割当てられたチャンネル数

日本 8, 韓国 6, 北朝鮮 5, パプアニューギニア 4,
 ソ連 7 (2 エリア).

(6) アフリカ、ヨーロッパ諸国は殆どが 5 波

(7) イスラム放送用チャンネルも次の国に各 1 波割当てられている。

マレーシア, イオネシア, カタール, アラブ首長国連邦, イラク, シリア

(8) 出席しなかった国にもチャンネル割当てを行った。第3地域では
 例えは

ベトナム 4 (86°E), ビルマ 4 (74°E) 等

2 技術基準の概要

(1) 変調方式 : 一つの映像信号と一つの音声信号(副搬送波をFMしたもの)で搬送波をFMしたものを前提とする。

(2) 偏波面 : 円偏波

(3) CN比 : 14 dB (最悪月の99%) 与後評価値の4.5
(雨)

(4) 混信保護比 : 同一チャネル 31 dB, 隣接チャネル 15 dB

(5) チャネルスパン : 19.18 MHz

(6) 受信機 の G/T : 個別受信 6 dB/K, 共同受信 14 dB/K

(7) 受信アンテナの半値幅 : 個別受信 2度 (第1区画第3地域)
1.8度 (第2地域)
共同受信 1度

(8) 必要周波数帯幅 : 625本方式, 525本方式(第3地域) 27 MHz
525本方式(第2地域) 18 MHz と 23 MHz

(9) 軌道間隔 : 原則として 6度 (第1区画第3地域)。

(10) 軌道保持精度 : ± 0.1 度 (N-S, E-W とモ)。

(11) 受信アンテナの仰角：最小仰角は原則として 20 度

(12) 送信アンテナの指向誤差：±0.1 度

(13) カバレッジエリアの端における電力密度：

個別受信：-103 dBW/m² (第1及び第3地域)

-105 dBW/m² (第2地域)

共同受信：-111 dBW/m²

(14) ボーム中心軸とカバレッジエリア端との間、e.i.r.p. の差：3 dB

(15) エネルギー拡散：拡散度 22 dB 600 kHz (F-T) の偏移に相当

これらの他、他業務との共用基準等が定められている。

3 管理規定等の概要

(1) 第1及び第3地域の連合員は、自国の放送衛星業務の宇宙局について、それぞれ周波数割当計画に定める技術特性

(周波数、電力、軌道位置、ビームの大きさ、方向等)を採用すること。

(2) 連合員は、RRの関係規定及びその最終文書の関係規定による場合を除き、計画の内容を変更し、又は放送衛星業務

及びその他の業務を新設してはならないこと。

(3) 計画を変更しようとするときは、変更によって一定の限度をこえて影響を受ける

④ 周波数割当計画内の局

④ 第2地域の放送衛星業務の局

⑤ 地上業務の局

④ 第2地域の固定衛星業務の局

を有する主管庁の合意を得なければならないこと。

(4) 第1段の第3地域の放送衛星業務の局の周波数割当の通告、登録手続

(5) 放送衛星業務の周波数割当に影響を与える地上業務の局の周波数割当の調整、通告、登録の手続

その他第2地域における放送衛星業務、固定衛星業務に関する事項を規定された。